

また、雨水の農地への浸透による浸水の防止、蒸発による気温上昇の緩和など、**農業は多面的機能**を有しているため、右の図に示すように水路に設置する「農業用施設」は土地の占用料が免除されます。

近年、都市化の進展により、農業用水路にも雨水が流れ込んできています。さらに京都盆地では、都市部での高温化が進み降雨の集中化が報告されています。このことが原因で大雨の時に水路から水が溢れ、道路や宅地などの浸水被害が増加したことから、京都市としても様々な浸水防止対策を行っているところです。農家の皆様には日頃から降雨時における水門の操作等に御協力いただいておりますが、堰板などの簡易な「農業用取水施設」についても引き続き適切な管理をお願いします。



農業用取水施設（鋼製の水門）



農業用取水施設（堰板）



農業用の橋梁（農業用通路橋）

農林業用の**里道・水路**は、水と土と里を結び、緑を育てるための大切な財産として、未来の京都のために守り育んでいきましょう。

里道・水路における占用許可や境界明示の手続きなど、「**農業用里道・水路**」「**林業用里道**」に関するお問い合わせは下の表のとおりです。

「農業用里道・水路」「林業用里道」に関する相談窓口

		農業用里道・水路	林業用里道
占用に関する許可・届出	新規	農業指導所	林業振興課
	更新	農業振興整備課	林業振興課
形状変更		農業指導所	林業振興課
境界明示		農業指導所	林業振興課

農林水産省新ガイドラインによる表示

特別栽培農産物
農 業：栽培期間中不使用
化学肥料：当地比5割減（窒素成分）
栽培責任者：〇〇〇〇
住 所：〇〇県〇〇市〇〇町
連絡先：TEL 〇〇-〇〇-〇〇〇
確認責任者：△△△△
住 所：〇〇県〇〇市▽▽町
連絡先：TEL 〇〇-〇〇-〇〇〇

化学肥料の使用状況

使用資材名	用途	使用量
硫酸アンモニア	元 肥	窒素 4kg / 10a
硫酸加里	追 肥	窒素 0kg / 10a

注：使用資材名は原則として商品名ではなく、主成分を示す一般名称を表示します。

Q 農産物の表示に係るガイドラインとは？
A 農林水産省が定める「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」では、無農薬、無化学肥料、減農薬、減化学肥料による栽培方法で生産された農産物を「特別栽培農産物」と一括して表示することとしています。

このガイドラインによる表示を行う場合は、化学合成農薬の使用回数及び化学肥料の使用量（窒素成分）を、地方自治体などが定める慣行値に対して、**50%以上削減する栽培計画を立て、栽培記録をとり、農業に精通した第三者（生産・出荷組合、農協、家族等）による確認を受けなければなりません。**

また、栽培責任者及び確認責任者（出荷組合やJA等）、住所、連絡先を一括表示する必要があります。新ガイドラインに基づいた表示の一例は次の通りです。